

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 3
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	11の5		
許認可等	漁業協同組合の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可				
(根拠規定)					
水産業協同組合法第11条の5					
組合は、第11条第12項の規定により貸付けを行う場合において、1事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けについてその総額が当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について、行政庁の認可を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
漁業協同組合の地方公共団体等に対する貸付けの最高限度額の認可について(平成12年4月3日伺定め:水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について(平成2年12月25日水漁第4736号農林水産事務次官通知)に準拠)					
1 貯金及び定期積金残高が20億円以上の組合であること					
2 直近3か年の組合員に対する貯貸率が低下傾向にあり、かつ、直近の事業年度における組合員に対する貯貸率が50%以下の組合であること					
3 貯金の構成内容、組合員の資金需要の見通し等に照らして、今後とも資金量及び流動性が確保されることが確実な組合であること					
(その他)					